

**大阪市城東区役所保健福祉課（生活支援）における  
城東区保健福祉課（生活支援）臨時的任用職員（福祉職員）募集要項**

令和 7 年 11 月 28 日  
大阪市城東区役所

**1 採用予定者数**

1 名

**2 業務内容**

城東区役所保健福祉課（生活支援）に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づくケースワーク業務。保護決定、訪問、調査、指導、指示、など。及びその他状況に応じて必要と認められる業務。

※上記に関連する、窓口業務、電話対応、パソコン及び業務端末を使用するなどの業務も含まれます。

**3 応募資格**

次の(1)、(2)、(3)のいずれにも該当する者

**(1) 社会福祉主事任用資格を有する又は採用予定日までに取得見込みの者**

社会福祉主事の任用資格を有するには、次の 1 から 3 のいずれかに該当することを要します。

1. 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目（別紙参照）のうち、大学（短期大学を含む）において 3 科目以上履修し、卒業したこと。
2. 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。
3. 社会福祉士又は精神保健福祉士

**(2) 地方公務員法第 16 条（欠格事項）に該当しない者**

[欠格事項]

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下の成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**(3) 日本国籍を有する者**

※臨時的任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

**4 任用期間**

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

任用形態については、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日（予定）までは臨時的任用職員として任用され、また、状況に応じて最長で令和 8 年 12 月 31 日まで任期延長となる場合があります。

## 5 勤務条件等

### (1) 勤務場所

城東区役所 保健福祉課（生活支援）

### (2) 勤務日等

#### ・勤務日

土曜日・日曜日・祝日を除く、月曜日から金曜日まで

#### ・勤務時間・休憩時間

9 時 00 分から 17 時 30 分まで（休憩時間 45 分）

#### ・休日

土曜日・日曜日・祝日

#### ・時間外勤務

必要に応じて従事していただきます。

### (3) 休暇等

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

#### 【年次休暇】

・臨時的任用職員任用期間（1 月 1 日から 6 月 30 日まで）

付与日数：10 日（予定）

#### 【特別休暇】

・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合

・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇

・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇

・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇

・出生サポート休暇 ・ボランティア休暇 等

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

### (4) 給与等

月額 213,556 円（地域手当含む）

※初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて加算されることがあります。

※上記金額については、制度改正等により変更となる場合があります。

・通勤手当（上限 5 万 5 千円）・超過勤務手当あり。

・月末締め翌月 17 日払いで、休日にあたる場合はこの限りではありません。

### (5) その他

社会保険、厚生年金の加入あり

上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後、お知らせします。

## 6 選考方法等

### (1) 日時・場所

令和7年12月17日（水曜日）午後1時15分集合

城東区役所2階 生活支援会議室

※変更がある場合は通知します。

### (2) 試験の方法・回答方式

#### 第1次試験

論文試験：公務員として業務にあたることについて、文書構成力、及び表現力について行います。（試験時間 45 分）

#### 第2次試験

口述試験：筆記（論文）試験終了後に、引き続き順次行います。

主として、人物について面接します。

## 7 合否発表

受験者全員に、令和7年12月19日通知発送によりお知らせします。

## 8 合格から採用まで

- ① 筆記試験、及び口述試験の成績が一定基準以上で、上位の者を合格とします。
- ② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者が採用者を下回る場合があります。
- ③ 合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないこと、及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

## 9 受験手続

申込みについては、持参、又は書留・特定記録での送付により受け付けます。

申込方法 【受付期間】令和7年11月28日（金曜日）から令和7年12月12日（金曜日）まで

＜持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時30分から17時00分まで＞

＜郵便の場合は、令和7年12月12日（金曜日）必着＞

### 【提出先】

〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号 城東区役所

保健福祉課（生活支援）2階24番 担当：中川、近藤

### 【必要書類】

次の1～3の書類等

なお、書類等に不備がある場合は、試験を受験できないことがあります。

#### 1 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通

（本市所定様式）

（注）過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

#### 2 申し立て書 1通（本市所定様式）

### 3. 社会福祉主事任用資格の確認ができる書類 1 通

社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書

社会福祉主事認定講習会受講修了証明書の写し

社会福祉士資格証の写し、精神保健福祉士資格証の写し等

※大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

※採用予定日までに取得見込の場合、勤務開始日に上記書類を確認いたしますのでお持ちください。

## 10 受験案内

受験案内等の送付はありませんので、当日の時間までに試験会場へお集まりください。

## 11 備考

- この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

### \*この試験についての問い合わせは

大阪市城東区役所 保健福祉課（生活支援） 担当：中川・近藤

〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号 城東区役所2階24番窓口

電話（06）6930-9872

#### 【地下鉄でお越しの方】

長堀鶴見緑地線・今里筋線「蒲生四丁目」7号出口 北西へ約250メートル

#### 【バスでお越しの方】

城東区役所前バス停下車 北西へ

地下鉄蒲生四丁目バス停下車 北へ

#### 【京阪電車でお越しの方】

野江駅下車 改札を出て左 南東へ約600メートル